# 仙北市公告 第 33 号

## 職員の倫理の保持に関する状況等について

職員の倫理保持については、市民の誤解や不信を招くような行為を防止する総合的な対策として、平成28年3月に「仙北市職員倫理条例」を制定し、併せて仙北市職員倫理規則等の関係規程を制定して平成28年4月1日から施行しています。

条例では、毎年、職員の倫理の保持に関する状況及び職員の倫理の保持に関して講じた 施策について公表することとしており、平成28年度においては次のとおりです。

平成29年12月1日

仙北市長 門 脇 光 浩

#### 1 職員の倫理の保持に関する状況

### ○ 倫理監督者への報告

条例又は規則に違反する行為を行った疑いがあると思われる場合、職員又は管理 職員は、倫理監督者へ報告することとしています。

平成28年度における報告件数は0件でした。

#### 2 職員の倫理の保持に関して講じた施策

施策名	対象	実施日	備考
		平成28年6月8日	
条例、規則及び倫理監督 者の周知	全職員	平成28年12月2日	全職員対象
		平成29年2月24日	
		平成29年3月23日	
発注・契約担当者研修	全職員	平成29年8月23日	参加者50人
主事級職員研修	主事級	平成29年11月24日	参加者31人